

病院交通費助成事業

人工透析療法を受けるために 医療機関へ通院する方へ、 通院費の助成を行います

□対象者

伯耆町内に住所を有するもので、人工透析療法を受けるために医療機関へ通院する者。

ただし、他の制度による交通費助成を受けている者は除く。

(例)

- ・ 病院の交通費助成を利用している。
- ・ 伯耆町の外出支援サービスを利用している。 等

□助成額

月額3,000円を上限とする交通費実費を助成する。

□申請に必要なもの

- ・ 申請書（役場にて記入していただきます。）
- ・ 通院に要した領収書
- ・ 人工透析療法通院証明書
- ・ 振込させていただく口座がわかるもの（通帳等）



伯耆町役場 健康対策課 健康増進室

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

電話 0859-68-5536